平成２８年（フ）第１４５号
福島県郡山市富久山町八山田字尾池41番地の１　八山田カームリー202号
債務者　長廣　麻由
1　決定年月日時　平成28年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月28日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第６０７号
兵庫県西宮市枝川町８番23―102号、前住所兵庫県西宮市弓場町１番16―102号
債務者　上田　恵美
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１５４６号
さいたま市南区辻７丁目５番25号　カーサ・ラ・ヴィーダ南浦和、旧住所さいたま市大宮区宮町３丁目101番地
債務者　相田　貞昭
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１５８１号
埼玉県川口市北原台１丁目３番19号
債務者　石井　秀直（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１５９９号
さいたま市桜区道場２丁目５番17号　カサ・デ・ラ・ロッサ103号
債務者　森　　昌夫
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１６３０号
さいたま市南区文蔵１丁目３番12―702号、旧住所埼玉県上尾市東町３丁目2019番地７
債務者　伊藤　笑子
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６９８号
埼玉県越谷市千間台西１―69―６　ライズケア越谷330、住民票上の住所埼玉県草加市弁天２丁目25番23号
債務者　巣瀬　義春
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１１４６号
東京都江東区北砂１丁目18番１―605号、申立時の住所千葉市緑区おゆみ野有吉26番地６
債務者　石田　孝晴
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第６６２号
神奈川県伊勢原市伊勢原３丁目８番10号　ライラックマンション202号
債務者　山根　　仁
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１６２号
群馬県太田市高林東町1601番地
債務者　小林　秀行
1　決定年月日時　平成28年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月２日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第１７０号
群馬県太田市大原町2299番地４
債務者　山田みどり
1　決定年月日時　平成28年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月２日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第１７２号
群馬県太田市新田大根町932番地１
債務者　佐藤　　茂
1　決定年月日時　平成28年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月２日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第７０９号
神奈川県中郡二宮町二宮586番地の１　エトワール105
債務者　市川　昌宏
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１５０号
長崎県佐世保市折橋町２番２号　サービス付き高齢者向け住宅幸の里、前住所長崎県佐世保市勝海町289番地
債務者　中尾　忠義
法定代理人成年後見人　社会福祉法人佐世保市社会福祉協議会
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月３日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第１５１号
長崎県佐世保市権常寺町1500番地、前住所長崎県佐世保市勝海町289番地
債務者　中尾　正子
法定代理人補助人　社会福祉法人佐世保市社会福祉協議会
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月３日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第５０号
熊本県玉名市横島町横島2106番地　桜谷団地２棟５号
債務者　大村真智子こと　大村眞智子
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月３日まで
熊本地方裁判所玉名支部